門川海浜総合公園　有料施設使用料

令和元年10月1日

野球場使用料

使用区分	入場料又はこれに類するものを徴収する場合			入場料又はこれに類するものを徴収しない場合				
	午　前	午　後	全　日	早　朝	午　前	午　後	夜間	全　日
一　　般	10,790円	15,100円	25,890円	1,080円	2,160円	3,240円	1時間当 630円	5,400円
学　　生	5,400円	7,560円	12,960円	530円	1,080円	1,610円	1時間当 320円	2,690円
職 業 的	入場料総額の100分の10相当額とし、37,720円を最低限とする。			2,160円	4,320円	6,480円	1時間当 1,250円	10,800円
備　　考	1 早朝とは午前6時～午前8時30分までを、午前とは8時30分から正午までを、午後とは正午から午後5時までを、薄暮とは午後5時から午後7時までを、全日とは午前8時30分から午後5時までをいう。 2 学生とは高校生以下の児童・生徒、職業的とは野球その他の運動競技または見せ物若しくはこれに類する行為を職業とする者がその職業に関連して使用することを、一般とは学生及び職業的以外の使用をいう。							

野球場夜間照明使用料

使用区分		入場料又はこれに類するものを徴収する場合			入場料又はこれに類するものを徴収しない場合		
		野　球	ソフトボール	レクレーション	野　球	ソフトボール	レクレーション
一　般 その他	30分	15,720円	15,720円	15,720円	3,880円	2,930円	1,990円
	60分	31,430円	31,430円	31,430円	7,750円	5,870円	3,970円
	120分	62,860円	62,860円	62,860円	15,500円	11,730円	7,940円
職業的	30分	52,380円	52,380円	52,380円	15,720円	15,720円	15,720円
	60分	104,760円	104,760円	104,760円	31,430円	31,430円	31,430円
	120分	209,530円	209,530円	209,530円	62,860円	62,860円	62,860円

多目的運動広場使用料

使用区分	早　朝	午　前	午　後	全　日		備　　考
	6～8:30	8:30～12	12～17	8:30～17	17～19	
生　徒	260円	1,080円	1,610円	2,690円	260円	運動広場を使用する面積が2分の1以下の場合、使用料は2分の1に相当する額とする。
一　般	530円	2,160円	3,240円	5,400円	530円	

庭球場使用料

区　分	1時間当	摘　　要
生　徒	210円	1 使用料はコート1面分とする。 2 使用は8:30～22:00とする。 3 使用者が多い場合は、使用時間を制限することがある。
一　般	440円	

庭球場夜間照明使用料（コート1面分につき）

区　分	時　間	料　金	備　　考
庭球場	1時間当り	520円	1 コート1面分とは照明灯6灯をいう。 2 照明施設を利用する時間は午後10時までとする。

プール施設使用料

区　分	料　金	備　　考
幼　　児	100円	幼児とは満3歳から小学校就学に至るまで者を、児童・生徒とは小学生、中学生及び高校生を、一般とは満15歳以上であって児童・生徒以外の者をいう。
児童・生徒	200円	
一　　般	310円	

※ 使用時間には準備から片付けまでの時間を含みます。
※ 石灰、救急薬品等は各自ご用意ください。
※ 駐車場内での事故、盗難等は一切責任を負いません。ご了承ください。
※ 使用料は使用の前に納めていただきます。既納の使用料は規程に定められている以外はお返しできません。